

はじめに

平成16年8月に文部科学大臣から義務教育に関する論議の出発点として示された「義務教育の改革案」を踏まえ、同年11月4日に中山文部科学大臣が「甦れ、日本！」と題する義務教育の改革を中心とした教育改革案を公表しました。この案では、「①教育基本法の改正、②学力調査の実施などを通じた学力向上、③専門職大学院の設置や教員免許更新制などの教員の質の向上、④現場主義に立った学校・教育委員会の改革、⑤義務教育費国庫負担制度の改革」の5つの改革案を示し、互いに切磋琢磨し、「頑張ることを応援する教育」を目標とし、「挑戦する精神」を持った子どもを育てる教育を目指しています。

本県においても、真に子どもたちの幸せを願う教育～「自治体教育」～を推進し、少人数指導の継続・少人数学級制の導入、中高一貫教育校設置の推進、岐阜県学園構想等さまざまな施策を進めています。

こうした教育改革が進む中、法律、制度等の改正に伴い諸手続の変更等の確な事務処理が必要となってきております。今回以下のような主な事項について付加・変更を行いながら見直しを図りました。

1 教職員免許法の改正

中・高の教諭の免許状を有する者はその教科に相当する教科等の小学校の教諭若しくは講師となることができるようになったこと。(平成14年5月より)

2 「国立学校法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、学校教育法、教育公務員特例法等の条文の追加削除等による改正(平成15年8月25日より)

3 地方公務員等共済組合法の改正

育児休業手当金の支給期間について、総務省令に定める場合に該当するときは1歳6か月までとされたこと。

また、育児休業等の期間に係る掛金の特例の期間が改正されたこと。(平成17年4月1日より)

4 職務専念義務の免除

外国勤務を命ぜられた配偶者の外国赴任に同行するための職務専念義務を免除する制度。(平成16年7月1日より)

5 退職時の特別昇給の廃止(平成17年3月31日より)

今回の「学校管理」(人事管理実務の手引)は、平成2年3月、平成7年2月、平成11年2月、そして平成14年3月の改訂に引き続き、平成14年度以降の法律・条例・規則・要綱が改正・新設された内容を盛り込みました。

教職員の人事管理の意義とその重要性から、この「手引」が学校、市町村(組合)教育委員会、教育振興事務所の人事管理事務の適正化に役立ち教育効果の向上が図られることを願っております。

平成17年3月

岐阜県教育委員会
事務局 学校人事課長